

発行所

石岡市役所

石岡市大字石岡408番地

電話(代表) 2135番



9月号

第139号

毎月1回

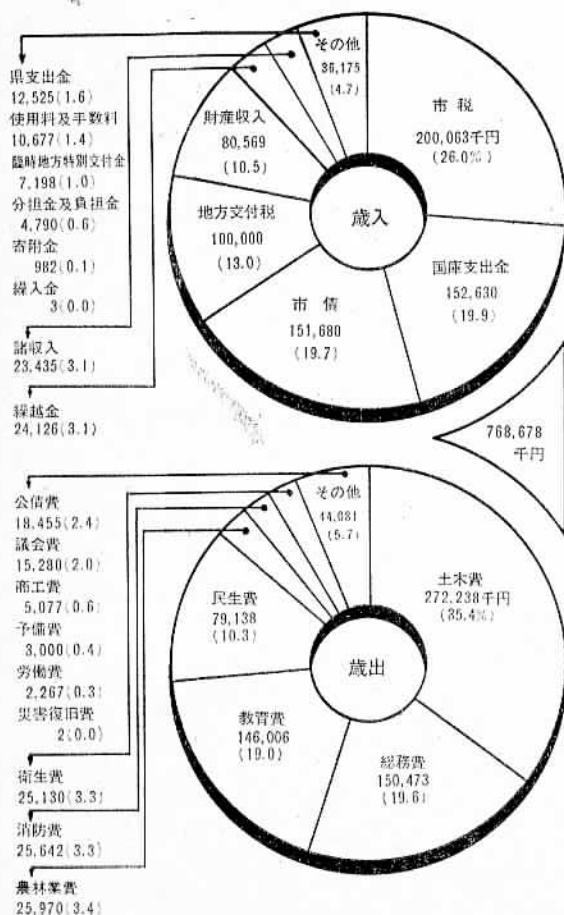
1日発行

石岡市の財政事情

市財政の動きと状況を明らかにする「財政事情書」は、地方自治法に基づく市条例により、毎年2月1日と8月1日の二回作成され、公表されております。

今回は、8月1日に公表された 本年1月1日から6月30日までの 市財政の動行について お知らせします。

市財政運営に対するみなさんのご理解と、ご批判をいただき、本市財政の健全なる進展のために、今後一層のご協力をお願いいたします。



このし予算のあらまし

(一般会計
6月末日現在)

本年度の一般会計予算は、当初予算七億四千五百二十万二千円でありましたが、六月の補正予算二千八百十五万六千円が加えられ、六月末日現在で、七億六千八百六十七万八千円となりました。

なお、特別会計については有線放送電話五百十九万八千円、授産所八百五万五千円、国民健康保険一億一千三百二十二万七千円、農業共済事業二千二百七十一万七千円で当初予算と変わりません。

昭和四十一年度の予算 七億六千八百六十七万八千円

(一般会計 六月三十日現在)

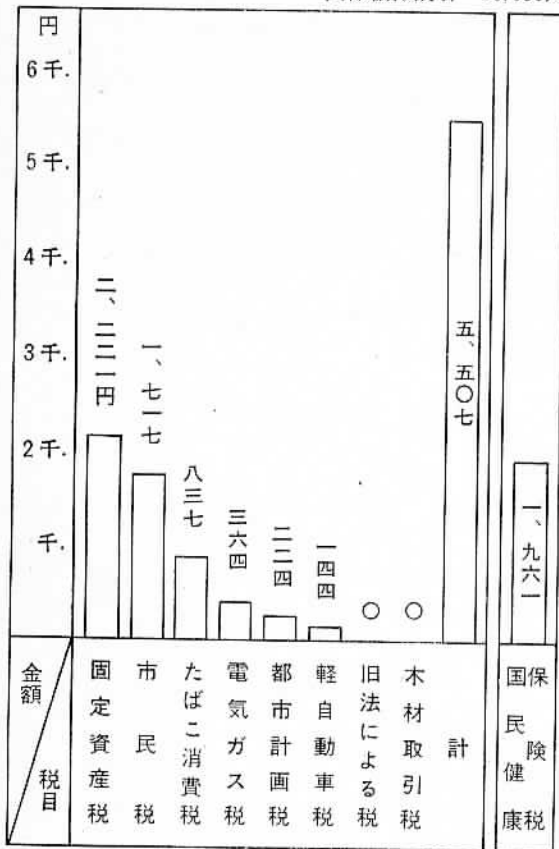
昭和40年度市税負担状況

(市民一人当り)

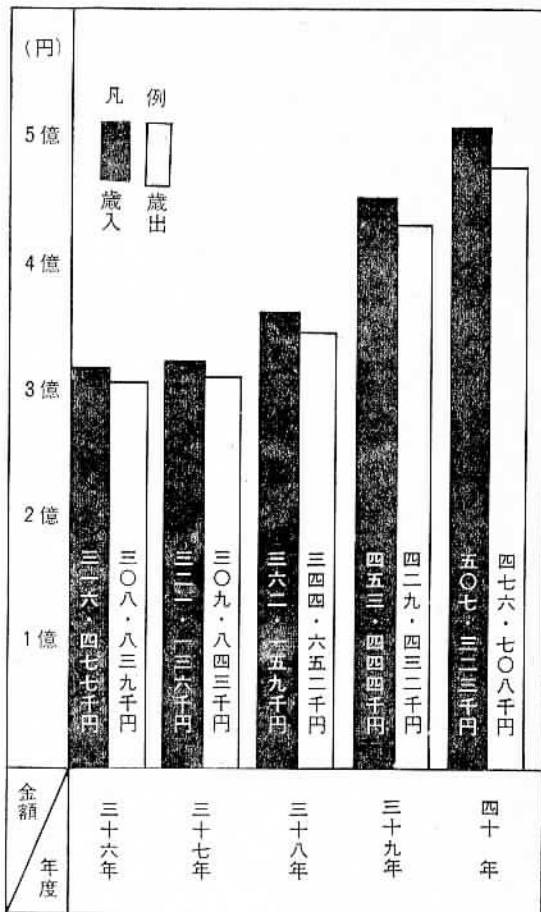
昭41. 3. 31現在

人 口 37,046人

国保被保険者 20,036人

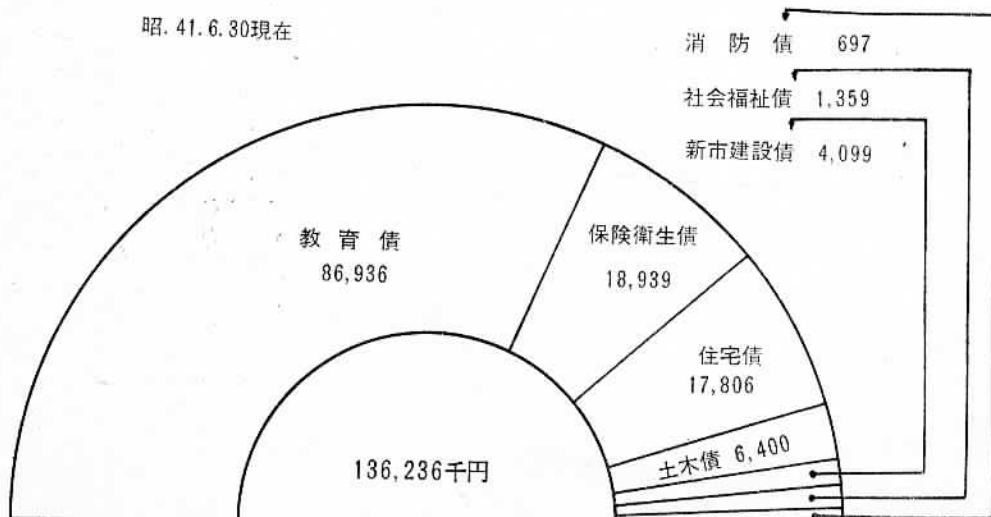


一般会計決算の年次推移

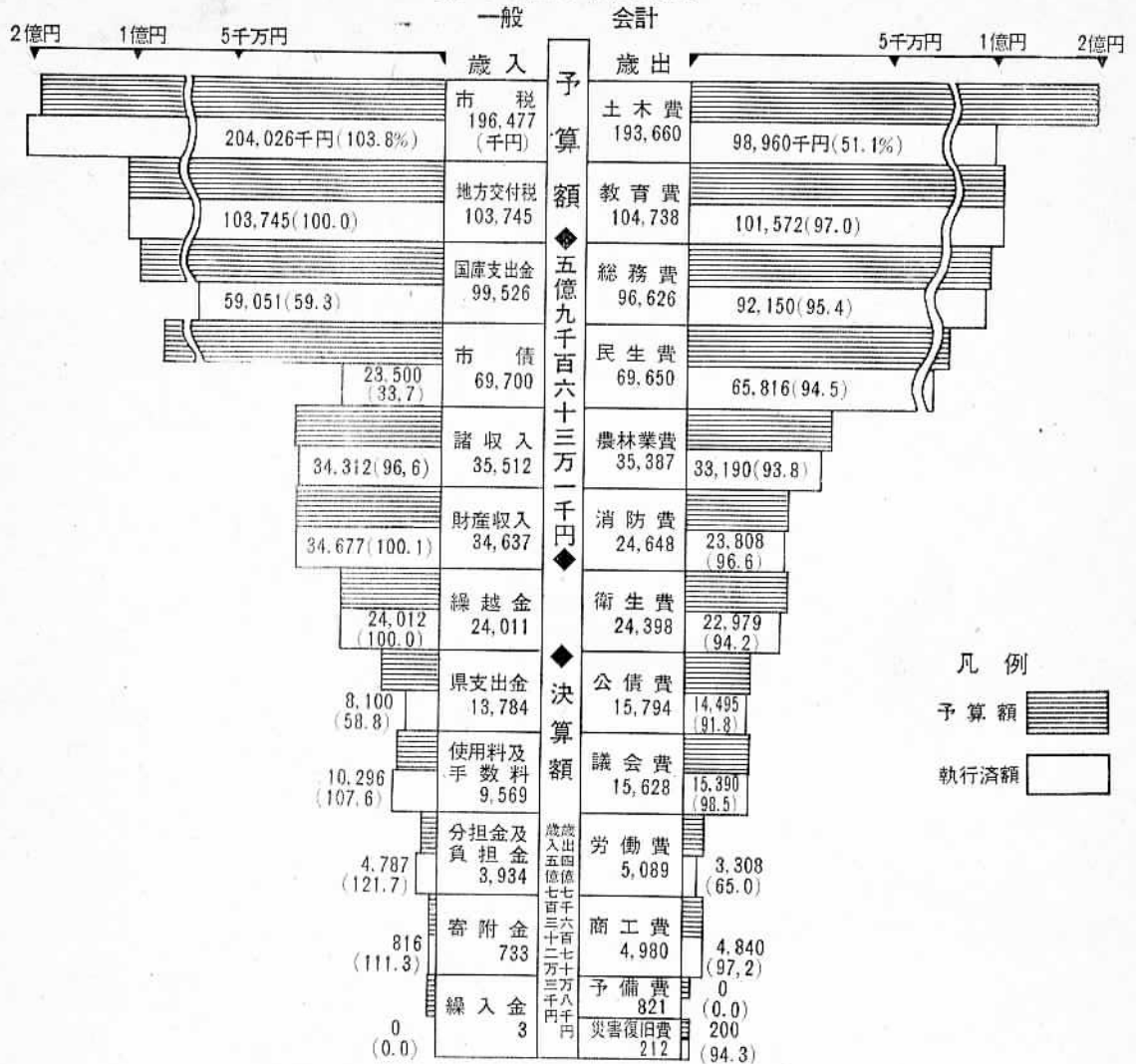


市 債 現 在 高

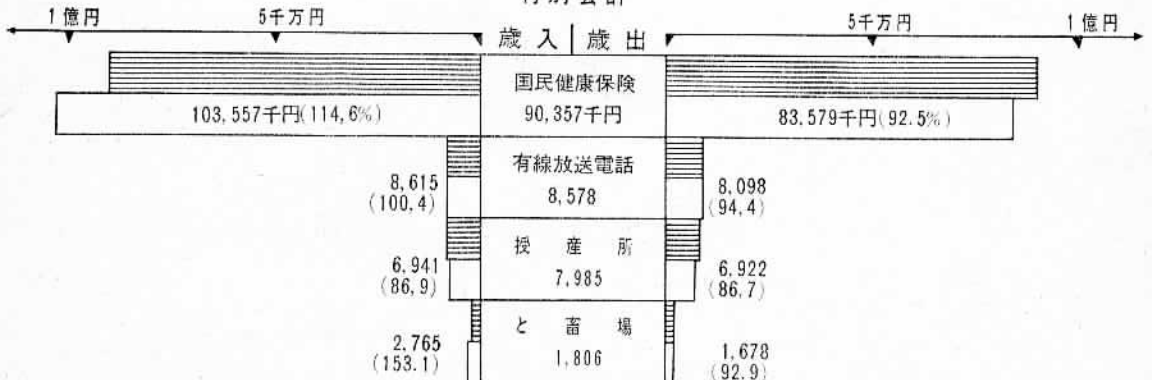
昭. 41. 6. 30現在



昭和40年度の決算状況



特別会計



できなくなる

犬の放し飼い

飼い犬
管理条例

近頃、犬を飼う人が非常にふえています。

しかし、飼い主が道義心の欠けている人がいるため放し飼いが多く、飼い犬にかまれた事件や、農作物あるいは家畜に対する被害が相当でているようです。

そこで、今までの特別清掃地区（人家の密集している地区）では犬をいつでもつないでおかなければならないと決

めていた県飼い犬取り締り条例の一部を改正し、市街地、農山村を問わず県内全域で、犬はつないで飼わなければならないことになりました。そして新たに動物愛護の面からも正しい犬の飼い方、飼育管理などをきめ、飼い主の社会的責任の自覚と良識に訴えて飼い犬による被害を防ぎ、狂犬病の恐怖を除いて県民の不安をなくし、あわせて公衆衛

生の向上をはかることになりました。これが飼い犬管理条例で、この十月一日から実施されます。

改正されたおもな内容は、次のとおりです。

◎犬の放し飼いはできません。犬はいつも鎖でつなぐか、囲いに入れて飼わなければならない。

◎門標（犬を飼っているという表示）は、見やすいところに掲示してください。

◎飼い犬が人をかんだときは、すぐ飼い犬を獣医師に見せ検診してもらおうと同時に保健所長に届け出てください。

また、犬を登録せず、予防注射（狂犬病）をうけさせないで飼っている人が見受けられますが、犬を飼っている場合には、必ず市役所保健衛生課で所定の手続きをされるようお願いいたします。

ろに掲示してください。

◎飼い犬に、公の場所（道路公園、学校など）や他人の敷地内で、汚物を排せつさせないでください。

◎飼い犬を捨てないでください。野犬をふやします。

◎飼い犬が人をかんだときは、すぐ飼い犬を獣医師に見せ検診してもらおうと同時に保健所長に届け出てください。

また、犬を登録せず、予防

注射（狂犬病）をうけさせないで飼っている人が見受けられますが、犬を飼っている場合には、必ず市役所保健衛生課で所定の手続きをされるようお願いいたします。

戦傷病者などの妻に

十万円が支給されます

戦傷病者戦没者遺族等援護法による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法は、オ

五十一回国会において成立し七月一日の閣議決定により公布されました。

これにより戦傷病者の妻などに對して特別給付金が支給されます。

特別給付金の額は十万円です

十年以内に償還すべき無利子の記名国債をもって交付されますから、次の各項に該当されるかたは市福祉事務所までおいでになり所定の手続きをしてください。

◇昭和三十八年四月一日に

であって、同日において

日本の国籍を有していた者

◇恩給法の特別項症から外五項症までに該当する者の妻である者

ただし、次のようなかたは支給できません。

▲昭和三十八年四月二日以前に

戦傷病者等が昭和四十一年四月一日以前に死亡した

場合について、その死亡後同日以前に婚姻した者、または養子となった者

くわしくは市福祉事務所社会係へお問合せください。

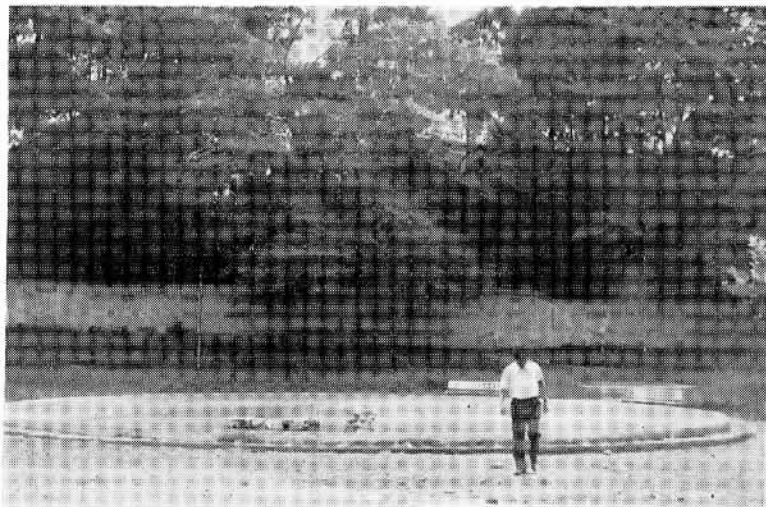
噴水池が完成

上池公園へ

上池公園にこのほど噴水池が完成いたしました。

この噴水池は、直轄十五メートル、深さ四十八センチの円形で、中央に噴水口があり工費二十一万円で作られたものです。

○上池公園は、当市唯一の公園で、夏の夕涼みなどで大部利用者がありますが、施設などをこわすものが見受けられますので、このようなことのないよう、ご協力



＜写真はいしおか市の上池公園の噴水池＞



《写真は子ども会幹部講習会修了証書の授与》

子ども会

幹部講習会開かれる

才七回市子ども会幹部講習会が、市子ども会育成連合会市教育委員会共催により、八月九～十一日の三日間にわたり、大洗子ども会の家において開催されました。

この講習会は、地域生徒児童の健全なる育成、集団生活をとおして規則的な生活の在

り方、友情の養成などを図り自主的な運営活動のできる子ども会の指導訓練を目的として開かれたもので、市内の子ども会の代表百二十三名が参加され、熱心に受講されました。

今後、その成果が各地域活動に大きく期待できます。

市民の声

市税納税奨励金の

部改正に訴う

大砂 岡 野 道 夫（納税組合長）

現在の納税組合は、納税貯蓄を奨励し、その資金をもって納税に充当するというよりも、むしろ納税額に對して奨励金を得て福祉事業をはじめその他の事業に資することが唯一の目的であるとともに、市財政面にも多大の寄与するところも決して少なくないと思えます。その反面組合員の大部分は、最近の税負担が稍重きにもかかわらず、良くこれに耐え、協力されてきた成果は、決して見逃すことは出来ません。

然るに市当局は、年々奨励金を百分の五から四とし又本年これを三とし、更に廃止の運びに持って行くこととしております。この代りに、組合育成助長を十分考慮するというのであります。理由は、税金とは国または地方自治体の経費を負担し納入を義務づけられている

からこれに報償は伴わない。また納税額に對して奨励金は、市税納税者全部を對象としていないから税負担の衡平を欠くとのことである。

税に報償が伴わないのが本質であると云いながら報償制度が決議されておりました市税納税者全部を對象とするものでないというところが、具体的に不明であるが、この制度があることは疑問に思います。

たとえば、種々な恵条件のために市民の一部に組合を組織し、加入が出来なかつたという類であるならば例外であつてそのような恩典に欲せないという類は他に相当ありますので、對象にならないのは気の毒であります。止む得ないではないかと思ひます。

理由は、税金とは国または地方自治体の経費を負担し納入を義務づけられている

つある現況にかんがみ、組合員中といえども随分苦しい立場に置かれるかたも少なくないと思ひます。そのような現情から推してこの制度改正は時期尚早ではないかと思ひます。

そして税の衡平を理由に報償制度を改正しても、果して現況とおりの成果を期待できるかどうか？……したがって制度改正の曉には、如何に組合育成に十分考慮するといつても、税の集金額が災害により、たとえ不可抗力によつて消失されたとしても、担当者（組合長、その他）は、すべて弁償の責を負うべき立前から見て、将来担当者物色に苦しみ、組合組織は次才に薄れ、ついにはくすねるものと納税成績においても次才に下降をたどるのである。

お答え（市助役） 今回の市税納税奨励金の一部改正については、さきに、納税組合長を通じて、その改正の主旨をお知らせいたしました。その主旨とするところは、「税」が個別の、特定の何らの反

対給付をも請求することが

できない（報償は伴わない）という、いわゆる「税」の本質に基づいてなされたものであります。

当市の将来採られてきた報償制度に、①納税組合設立奨励、②納税組合運営補助（納税（完納）奨励）がありますが、今回の改正は、そのうち③について一部改正をなし①および②については、従前どおり実施するものであります。

そこで③納税奨励制度ですが、昭和三十六年に改正された地方税法により、給与所得者を対象とする特別徴収（勤務先で税金を給与から差引納付する）にかからず、市民税納付者の六十五％（市税の割合二十四％）を占めており、これらのものに対しては何らの報償も行なわれておりません。

このような制度のなかで市民全員の納税の均衡を保ち、かつ漸進的ではあります。納税秩序の確立を図るため、過渡的な問題の処理として、完納奨励の漸減方策措置を議会に提案して採った次才であります。以上の趣旨を十分ご理解の上ご協力頂きたくお願い申し上げます。

